

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
3月31日
(金曜日)

目次

- 規則
 - 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
 - 政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(秘書課)……………一
 - 農業倉庫業法施行細則を廃止する規則(団体指導室)……………二
 - 山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(ぶちうまやまぐち推進課)……………二
 - 物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則(会計課)……………二
- 告示
 - 特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示の一部改正(自然保護課)……………三
 - 特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除(自然保護課)……………三
 - 指定猟法禁止区域の指定(自然保護課)……………四
 - 特定猟具使用制限区域の指定(自然保護課)……………四
 - 狩猟鳥獣の捕獲の制限に関する告示の廃止(自然保護課)……………四
 - 歳入の収納の事務を委託した者の名称等(ぶちうまやまぐち推進課)……………四
 - 県道路線の認定(道路整備課)……………四
 - 県道路線の廃止(道路整備課)……………五
 - 道路の区域の決定(道路整備課)……………五
 - 道路の区域の変更(道路整備課)……………五
 - 道路の供用の開始(道路整備課)……………六
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………七
 - 県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………七
 - 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定(森林企画課)……………七
 - 基本測量の実施の終了(監理課)……………八
 - 公共測量の実施の終了(監理課)……………八

○議会議程
政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規程……………八



知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十四号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表職員採用選考の成績の項の次に次のように加える。

一 臨時任用職員等登録試験の成績	合格発表の日から 一年	総務部人事課、各 県民局又は長門土 木建築事務所のう ち、受験申込書を 提出した場所
---------------------	----------------	--

別表山口県立西部高等産業技術学校の入学選考試験の成績の項の次に次のように加える。

職員採用選考の成績(学芸員の採用に係るものに限る)	合格発表の日から 一年	観光スポーツ文化 部文化振興課
---------------------------	----------------	--------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十五号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年山口県規則第百五十七号）の一部を次のように改正する。
別記第二号様式中

「株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得」		を
「一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得 上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得」		に、

「係る配当所得」を「係る利子所得及び配当所得」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十六号

農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

農業倉庫業法施行細則（昭和三十七年山口県規則第七十二号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十七号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「（昭和五十四年法律第五十一号）第九条」の下に、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号。以下「木安法」という。）第十五条」を加える。

第九条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 木安法第十五条に規定する資金にあっては、木安法第四条第四項の認定を受けたことを証する書類の写し

別記第一号様式の添付書類中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第5条に規定する資金にあっては、同法第4条第4項の認定を受けたことを証する書類の写し

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十八号

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成七年山口県規則第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第五条第一項に次の四号を加える。

五 特例政令第十条第一項の規定による入札に付そうとする場合にあつては、その入札の方法による旨

六 特例政令第十条第一項の規定による入札に付そうとする場合にあつては、同条第

二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとするところがある旨
七 特例政令第十条第一項の規定による入札に付そうとする場合にあつては、同条第
十一項の規定により当該入札を取り消すことがある旨

八 特例政令第十条第一項の規定による入札に付そうとする場合であつて、端数の入
札を制限するときは、その旨

第七条第一項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。
第八条第三項に次の一号を加える。

三 特例政令第十条第一項の規定による入札に付そうとする場合にあつては、第五条
第一項第五号から第八号までに掲げる事項

第十五条を第十六条とし、第十二条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第十一
の次に次の一条を加える。

(複数落札入札制度による場合の予定価格)

第十二条 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付そう
とする場合の予定価格は、会計規則第五百五十四条第一項の規定にかかわらず、物品等
又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で
除した金額とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百二十九号

特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示(平成十六年山口県告示第五百四十
五号)の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律」に改める。

イノシシの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「平成二十九年三月三十一
日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

ニホンジカの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「平成二十九年三月三十
一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

山口県告示第百三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)
第十四条第三項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限を解除し、
平成二十九年四月一日から施行する。

特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関する告示(平成二十四年山口県告示第九
十四号)は、平成二十九年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 捕獲等の猟法の禁止を解除する特定鳥獣 イノシシ
- 二 捕獲等の禁止を解除する猟法 くくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超え
十五センチメートル以下のもので、締付け防止金具及びよりもどしが装着され、か
つ、ワイヤーの直径が四ミリメートル以上であるものに限る。)の架設
- 三 捕獲等の猟法の禁止を解除する区域 山口県の区域

- 一 捕獲等の猟法の禁止を解除する特定鳥獣 ニホンジカ
- 二 捕獲等の禁止を解除する猟法
 - (一) くくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超えるものに限る。)を装着した
縦置き容器内に餌を置いて誘引するもので、締付け防止金具(輪の円周を三十六
センチメートル未満とするものを除く。)及びよりもどしが装着され、かつ、ワイ
ヤーの直径が四ミリメートル以上であるものに限る。)の架設
 - (二) (一)以外のくくりわな(輪の直径が十二センチメートルを超え十五センチメートル
以下のもので、締付け防止金具及びよりもどしが装着され、かつ、ワイヤーの直径
が四ミリメートル以上であるものに限る。)の架設
- 三 捕獲等の猟法の禁止を解除する区域 山口県の区域 (二の(一)に掲げる猟法にあつて
は、下関市及び長門市の区域)

- 一 捕獲等の数の制限を解除する特定鳥獣 ニホンジカ
- 二 捕獲等の数の制限を解除する区域 山口県の区域

三 捕獲等の数の制限を解除する期間 平成二十九年十一月一日から平成三十四年三月三十一日まで

山口県告示第百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、指定猟法禁止区域を次のとおり指定し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 名称 向道湖指定猟法禁止区域
 - 二 区域 周南市大字大道理、大字大向及び大字長穂の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 八五ヘクタール）
 - 三 存続期間 永年
 - 四 禁止に係る指定猟法 鉛散弾の使用
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用制限区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 名称 下関市・長門市特定猟具使用制限区域
- 二 区域 下関市及び長門市の区域（面積 一〇七、三一八ヘクタール）
- 三 存続期間 平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 制限に係る特定猟具の種類 くくりわな

山口県告示第百三十三号

狩猟鳥獣の捕獲の制限に関する告示（平成十二年山口県告示第六百五十七号）は、平

成二十九年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により歳入の収納の事務を委託した者の名称、所在地及び委託に係る取扱歳入金の種類は、次のとおりである。

歳入の収納の事務の委託に関する告示（昭和五十二年山口県告示第百二十一号）、歳入の収納の事務の委託に関する告示（昭和六十一年山口県告示第七百四十八号）及び歳入の収納の事務の委託に関する告示（平成十年山口県告示第七百七号）は、廃止する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 委 託 称 を 受 け 在 地	所 受 け 在 地	者 者	委託に係る取扱歳入金の種類
山口県西部森林組合	下関市豊田町大字中村八五三の一三	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金
山口県森林組合連合会	山口市駅通り二丁目四番一七号	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金
山口阿東森林組合	山口市阿東徳佐下三三の四	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金
山口中央森林組合	山口市大内長野一九七八	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金
阿武萩森林組合	萩市大字福井下三〇七の一	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金
錦川森林組合	岩国市天尾一〇〇〇の五	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金
山口県東部森林組合	岩国市周東町下久原一〇三六の四	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金
光大和森林組合	光市中央五丁目二番一号	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金
カルスト森林組合	美祢市大嶺町東分四一八の一	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金
周南森林組合	周南市大字須々万本郷一一五三の三	山口県知事	山口県林業・木材産業改善資金償還金

山口県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路 線 名	終 起 点
串夜市線	山口市徳地鯖河内 周南市大字夜市

山口県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。

その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路 線 名	終 起 点
鹿野夜市線	周南市大字鹿野下 周南市大字夜市

山口県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 串夜市線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山口市徳地鯖河内字稗田一三七七の一地先から同市徳地鯖河内字徳間草一一四一の一地先まで	最狭 七・〇〇 最広 二六・〇〇	五五二・〇	山口市道安養地・高瀬線の道路の区域
山口市徳地鯖河内字徳間草一一四一の一地先から同市大字高瀬字小神六五〇の一地先まで	最狭 七四・〇〇 最広 八・〇〇	三、〇九五・〇	周南市道秋字明渠山線の道路の区域
周南市大字高瀬字小神六五〇の一地先から同市 同大字字源内七〇八の三地先まで	最狭 一一二・〇〇 最広 一・〇〇	七三・〇	県道鹿野夜市線の道路の区域
周南市大字高瀬字源内七〇八の三地先から同市大字米光字下防門六八七の一地先まで	最狭 四二・〇五 最広 一〇・〇〇	五、九七二・〇	一般国道三七六号の道路の区域(重用)
周南市大字米光字下防門六八七の一地先から同市大字夜市字飛安六九一の四地先まで	最狭 四・〇〇 最広 七六・〇〇	七、三九七・〇	県道鹿野夜市線の道路の区域

山口県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
宇部市大字荒瀬字薄畑一一〇五三の一地先から同市同大字字向河内一一一四七の一地先まで	最狭 八・〇〇 最広 一・九 及 四・九 及 五・三	七二五・五 及 六八三・二	ダブルウェイ
新	最狭 一一・九 最広 五三・〇	六八三・二	道路改良工事の完了による。

道路の種類
路 線 名 岩国佐伯線
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市美和町北中山字市ノ川一〇四 五六一の地先から 同市美和町北中山字河原田一〇六四 の地先まで	最狭 三六・〇二	最狭 六一〇・二		最狭 六四・六〇	四九六・〇	道路改良工事の 完了による。

道路の種類
路 線 名 田耕湯玉停車場線
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市豊北町大字田耕字埜六四一七 の地先から 同市豊北町大字田耕字滑六四〇九の 五地先まで	最狭 二四・六八	最狭 二〇七・二〇		最狭 二〇七・二〇	二一三〇・〇	道路改良工事の 完了による。

道路の種類
路 線 名 下松新南陽線
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市青山町一六三六の一・二地先から 同市 同町一六〇九の七地先まで	最狭 五三・三	最狭 三三・一		最狭 三八・〇〇	一四〇・五	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
四一般国道	宇部市大字荒瀬字薄畑一一〇五三の地先から 同市 同大字字河内一一一四七の地先まで	平成二十九年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
岩国佐伯線	岩国市美和町北中山字市ノ川一〇四五六の地先から 同市美和町北中山字河原田一〇六四の地先まで	平成二十九年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
田耕湯玉停車場線	下関市豊北町大字田耕字埜六四一七の地先から 同市豊北町大字田耕字滑六四〇九の五地先まで	平成二十九年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
下松新南陽線	周南市青山町一六三六の一・二地先から 同市 同町一六〇九の七地先まで	平成二十九年四月一日



(九三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年三月三十一日から同年七月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ岩国店
 所在地 岩国市三笠町三丁目二番二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 代表者の氏名
 株式会社 加栗 章男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、五九四平方メートル	一、七九四平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量	三三立方メートル	二一立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数	三箇所	四箇所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前五時から午後九時まで	午前六時から午後九時まで

- 四 届出年月日
 平成二十九年三月十三日
- 五 変更年月日
 平成二十九年十一月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ岩国店
 所在地 岩国市三笠町三丁目二番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 代表者の氏名
 株式会社 加栗 章男

三 変更に係る事項

荷さばき施設的位置、廃棄物等の保管施設的位置及び駐車場の自動車の出入口の位置

- 四 届出年月日
 平成二十九年三月十三日
- 五 変更年月日
 平成二十九年十一月十四日

(九四) 県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
 県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 平成二十九年四月三日から同月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(九五) 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第四条第一項の規

定により、次のとおり林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めました。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の内容
- 縦覧に供する林業労働力の確保の促進に関する基本計画のとおり
- 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課及び各農林事務所

(九六) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
- 基本測量(基本重力測量)
- 二 作業の地域
- 下関市、山口市及び萩市
- 三 作業の期間
- 平成二十八年十月四日から平成二十九年三月三日まで

(九七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
- 公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
- 山陽小野田市大字植生

平成二十九年三月三十一日印刷
平成二十九年三月三十一日発行

発行所 山口県庁

三 作業の期間

平成二十八年七月四日から平成二十九年三月十日まで



山口県議会規程第一号

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成七年山口県議会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

株式会社等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得		
一般株式会社等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得		
上場株式会社等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得		

「係る配当所得」を「係る利子所得及び配当所得」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

を
に、